

令和 7 年 2 月
滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

令和 7 年 2 月 4 日 開会

令和 7 年 2 月 4 日 閉会

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会

令和 7 年 2 月 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目 次

○会議録〔2月4日（火）〕

出席議員の番号氏名	1
欠席議員の番号氏名	1
会議に出席した者の職氏名	1
議事日程	2
会議に付した事件	2
開会	3
諸般の報告	3
日程第 1 議席の指定	3
日程第 2 会議録署名議員の指名	3
日程第 3 会期の決定	3
日程第 4 報告第 1 号 （地方自治法第 180 条議会の委任による専決処分について）	4
日程第 5 発議第 1 号 （滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の 一部を改正する条例の制定について）	4
日程第 6 議案第 1 号から議案第 10 号まで一括議題 （専決処分につき承認を求めることについて（滋賀県後期高齢者医療 広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例）他 9 件）	5
閉会	12

令和 7 年 2 月 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和 7 年 2 月 4 日

開会 午後 2 時 2 0 分

閉会 午後 2 時 3 9 分

令和7年2月 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会 会議録

招集年月日 令和7年2月4日（火曜日）

招 集 場 所 広域連合議会議場（コラボしが21 3階 大会議室）

会議に出席した議員（18名）

1 番	佐 藤 健 司	2 番	和 田 裕 行
3 番	浅 見 宣 義	4 番	小 西 理
5 番	橋 川 涉	6 番	森 中 高 史
7 番	竹 村 健	8 番	岩 永 裕 貴
9 番	櫻 本 直 樹	10 番	松 浦 加 代 子
11 番	中 川 義 人	12 番	小 椋 正 清
13 番	角 田 航 也	14 番	堀 江 和 博
15 番	西 田 秀 治	16 番	有 村 国 知
18 番	寺 本 純 二	19 番	久 保 久 良

会議に欠席した議員（1名）

17 番 中 島 政 幸

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	福 井 正 明	副広域連合長	伊 藤 定 勉
副広域連合長	吉 田 和 司	事務局次長	古 川 智 一
		(兼会計管理者)	
総務企画課長	奥 野 貫	業務課長	田 辺 公 宏
(兼会計課長)			
業務課副参事	池 田 奈 美		

職務のため出席した者の職氏名

書 記	二 村 め ぐ み	書 記	日 江 井 達 郎
-----	-----------	-----	-----------

議事日程

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 報告第 1 号
(地方自治法第 180 条議会の委任による専決処分について)
- 第 5 発議第 1 号
(滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する
条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第 6 議案第 1 号から議案第 10 号
(専決処分につき承認を求めることについて (滋賀県後期高齢者
医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例) 他 9 件)

会議に付した事件

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 報告第 1 号
(地方自治法第 180 条議会の委任による専決処分について)
- 第 5 発議第 1 号
(滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する
条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第 6 議案第 1 号から議案第 10 号
(専決処分につき承認を求めることについて (滋賀県後期高齢者
医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例) 他 9 件)

議事の経過

開会 午後 2 時 2 0 分

(開会 開議)

○議長（岩永裕貴君） ただいまから、令和 7 年 2 月 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

本日の出席議員は 18 名、欠席議員は 1 名。欠席議員は、中島議員であります。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程のとおりでございます。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職・氏名は、お手元に配付いたしております文書のとおりでありますので、ご了承願います。

これより日程に入ります。

(日程第 1)

○議長（岩永裕貴君） 日程第 1、議席の指定を行います。

今回当選されました議員の議席番号は、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第 5 条第 2 項の規定により本職において指定をいたします。

松浦加代子議員は 10 番に指定をいたします。

(日程第 2)

○議長（岩永裕貴君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 97 条の規定により、10 番 松浦加代子議員、12 番 小椋正清議員を指名いたします。

(日程第 3)

○議長（岩永裕貴君） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（岩永裕貴君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしま

した。

（日程第４）

○議長（岩永裕貴君） 日程第４、広域連合長から報告第１号「地方自治法第１８０条議会の委任による専決処分について」が議会に提出をされました。報告については議席に配付しておりますとおりですので、ご了承願います。

（日程第５）

○議長（岩永裕貴君） 日程第５、発議第１号「滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

それでは、提出者から提案理由の説明を求めます。なお、発言につきましては全て自席にてお願いをいたします。

○１番（佐藤健司君） はい、議長。

○議長（岩永裕貴君） はい、１番 佐藤健司議員。

○１番（佐藤健司君） 発議第１号の「滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

本条例につきましては、議会が保有する個人情報の適切な取り扱いを確保するため、令和５年４月１日付けで施行しておりますが、「刑法等の一部を改正する法律」が令和７年６月１日に施行されることに伴い、本条例中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。

なお、施行日につきましては、「刑法等の一部を改正する法律」の施行の日からとするものです。

なお、本提案につきましては、広域連合議会会議規則第１５条の規定により多賀町議会選出の久保久良議員のご賛同により提案をいたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岩永裕貴君） 提案理由の説明が終わりました。

まず、発議第１号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。発議第１号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

発議第1号「滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(賛成議員 起立)

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

(日程第6)

○議長（岩永裕貴君） 日程第6、議案第1号から議案第10号までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（福井正明君） はい、議長。

○議長（岩永裕貴君） はい、広域連合長。

○広域連合長（福井正明君） それでは提案説明を申し上げます。本日は議員各位のご参集の下、令和7年2月の滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開催し、諸案件の審議をお願いすることにあたりまして、まずはその概要を説明いたしますとともに、この機会に諸般の報告をさせていただきます。

まず、後期高齢者医療につきましては当広域連合における「医療費の動向」について申し上げます。

被保険者数は令和6年12月末現在で21万2,991人となり制度開始から7万9千人余り増加しており、今年度は、団塊の世代の年齢到達による制度加入の終盤に差し掛かっており、若干伸び率が鈍化してきております。

また、令和6年度の一人当たりの医療給付費は、対前年度比で約0.58%減と、比較的落ち着いておりまして、医療給付費全体につきましても、対前年度比で約4.01%増と被保険者数増の影響によるものと考えられますが、引き続き、医療費の動向に注視してまいりたいと考えております。

次に、いよいよ本年3月から本格稼働いたします「標準システムの更改」の準備状況についてでございますが、国の開発遅延により、1年延長となりましたが、市町の皆様の窓口端末との連携確認を含む試運転を行うなど、万全の準備の下、稼働に向けました最終

調整の段階に入っており、引き続き安全かつ適切に運用してまいりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

次に、昨年１２月２日から始まっております「マイナ保険証」への移行についてですが、昨年１１月時点での滋賀県の後期高齢者のマイナ保険証の登録率は６３．８９％、利用率は１９．９２％となっております。

今後も、マイナ保険証の利用について、そのメリットや、マイナンバーカードの安全性等の周知を図り、利用促進に繋げるとともに、資格確認書の交付につきましても、必要な方に確実に届くよう、皆様と連携のもと事務を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本議会に提出しております議案につきまして、ご説明をいたします。

議案第１号及び議案第２号は、「滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

まず、議案第１号は、令和６年１２月２７日付けで、滋賀県人事委員会勧告に準じて行った、１２月分の期末手当、勤勉手当の専決処分について、議会の承認を求めるものでございます。

また、議案第２号も、第１号の同条例について、県の人事委員会勧告に基づき、令和７年度の会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の変更及び、人事院勧告に基づき、会計年度任用職員の報酬基本額に乗じる地域手当相当分の率を改正するものでございます。

次に、議案第３号は、「滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

本件の改正内容は、人事院が昨年８月に公表した「公務員人事管理に関する報告」に基づく「仕事と生活の両立支援の拡充」の一環として、請求に基づき、正規の勤務時間以外の時間の勤務を免除する規定等を設けるものでございます。

次に、議案第４号は、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」でございます。

本件の改正内容は、刑法等を改正する法律の施行に伴い、関係条例中「懲役」または「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次に、議案第５号は、「滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

本件の改正内容は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、対象世帯に係る所得判定基準等を改正するものでございます。

次に、議案第６号及び議案第７号は、令和６年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計の補正予算でございます。

まず、議案第６号の一般会計補正予算につきましては、各事業について、これまでの執行状況等を精査したことなどによりまして、６６万９千円を減額するものでございます。

議案第７号の特別会計補正予算につきましては、保健事業を始めとする各事業について、これまでの執行状況等を踏まえ、５，１２０万９千円を減額するものでございます。

次に、議案第８号及び議案第９号は、令和７年度当初予算でございます。

議案第８号の一般会計では、歳入歳出総額が２億１，０５５万６千円であり、国のインセンティブ交付金を活用した健康づくり事業への支援等に要する経費を計上しております。

次に、議案第９号の特別会計につきましては、歳入歳出総額で、令和６年度と比べて９９億１，７０５万８千円、５．２％増の２，０００億４，５７３万６千円となり、初の２，０００億円の大会に載る予算を見込んでおります。

特別会計の大半を占める保険給付事業につきましては、被保険者数や一人当たり医療給付費の伸びを勘案し、１，９７８億６３５万１千円を計上したところであります。

次に保健事業ですが、生活習慣病により医療機関の受診を受けておられる方も対象とした今年度の健康診査の実績も踏まえ、新年度事業費では、対前年度比１６．９％増の約４億７，８４８万４千円を計上しております。

今後も、医療費の適正化事業につきましても、引き続き取り組み、後期高齢者医療制度の安定運営に努めてまいります。

最後に議案第１０号は、公平委員会委員の一人であります大塚美由紀委員が、本年３月３１日の任期満了となっておりますが、引き続きまして大塚美由紀さんを公平委員会委員に選任することについて、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、１０件の議案につきまして、ご審議いただきますようお願い申し上げ、提案説

明とさせていただきます。各位におかれましては、ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩永裕貴君） それでは、これより質疑に入ります。

まず、議案第１号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第１号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより、採決を行います。お諮りいたします。

議案第１号「専決処分につき承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することに賛成の方のご起立を求めます。

（賛成議員 起立）

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第１号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第２号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第２号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。

議案第２号「滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（賛成議員 起立）

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第２号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第３号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。

議案第３号「滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（賛成議員 起立）

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第３号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第４号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第４号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。

議案第４号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（賛成議員 起立）

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第５号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。

議案第５号「滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（賛成議員 起立）

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結

いたします。

これより討論に入ります。議案第 6 号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。

議案第 6 号「令和 6 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（賛成議員 起立）

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 7 号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第 7 号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。

議案第 7 号「令和 6 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（賛成議員 起立）

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 8 号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第 8 号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。

議案第 8 号「令和 7 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（賛成議員 起立）

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第 8 号は原

案のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第 9 号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。

議案第 9 号「令和 7 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(賛成議員 起立)

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第 10 号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。

議案第 10 号「滋賀県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(賛成議員 起立)

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第 10 号は原案のとおり同意することに決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

結びとなりますが、ここに改めまして、福井広域連合長のご功績に心から感謝と敬意を申し上げたいと思います。本当にお疲れ様でした。

これをもちまして、令和 7 年 2 月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

なお、本日机上配付いたしました資料のうち、報告第 1 号につきましては回収をさせていただきますので、机の上に置いたままお帰りいただきますようお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

閉会 午後 2 時 3 9 分

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第97条の規定により下記に署名する。

令和7年2月4日

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長

岩 永 裕 貴

署 名 議 員

松 浦 加 代 子

署 名 議 員

小 椋 正 清